資料 4 - 1

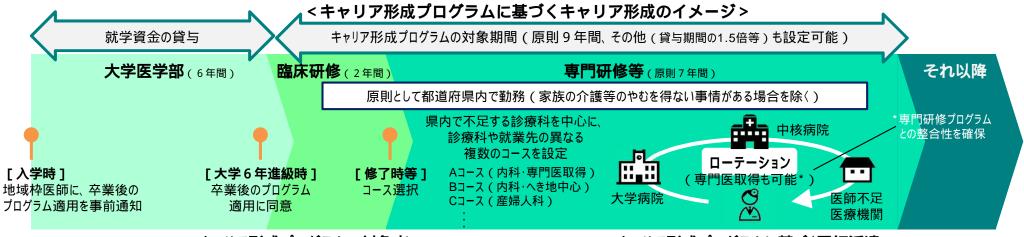
令和元年10月1日

# キャリア形成プログラムについて

熊本県健康福祉部

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記 キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定



#### <キャリア形成プログラムの対象者>

- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- それ以外の地域枠医師(任意適用)
- 自治医科大学卒業医師(平成30年度入学者までは任意適用)
- その他プログラムの適用を希望する医師

#### < キャリア形成プログラムに基づ〈医師派遣 >

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会 で派遣計画案を協議

地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する 理由な〈公立・公的医療機関に偏らないようにする

#### 対象者の地域定着促進のための方策

#### <対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、**対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め**、診療科や 就業先の異なる**複数のコースを設定**する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、**対象者からの意見を聴き**、その内容を公表し反映するよう努める
- ・ 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする(中断可能事由は都道府県が設定)

#### <プログラム満了前の離脱の防止>

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は 満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認 (中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる)
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、 修学資金の返還免 除要件とする(家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く)
- 都道府県は、**修学資金について適切な金利を設定**する

## 1 コース

▶ 診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること。

## 2 対象期間

- ▶ 各コースの対象期間は原則として9年間とすること。
- ▶ 医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする 等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこと。

## 3 対象医療機関等

- 対象期間は、原則として、県内の医療機関で就業すること。
- 医療機関の設定に当たっては、医師確保とキャリア形成の両立に留意すること。
- ▶ 対象医療機関等については、コースごとに、特定機能病院やへき地診療所等の医療機関などの医療機関群を設定することが考えられること。

## 4 対象期間の一時中断等

▶ 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮する ため、対象期間の一時中断が可能とされていること。

本県では、コースを除き、熊本県医師修学資金貸与条例等で規定済。

# 【参考】熊本県医師修学資金貸与制度について

## 制度の概要

#### 1 制度の目的

医師が不足する地域における必要な 医師の確保

#### 2 修学資金の返還免除

大学卒業後の一定期間、知事が指定 する医療機関で勤務した場合、修学資 金の返還を免除

#### 3 知事が指定する医療機関

【第1グループ】

【第3グループ】

圏域	病院名
有明	荒尾市民病院 公立玉名中央病院
鹿本	山鹿市民医療センター
菊池	熊本再春医療センター
八代	熊本労災病院 熊本総合病院
芦北	国保水俣市立総合 医療センター
球磨	人吉医療センター
天草	天草地域医療センター 天草中央総合病院

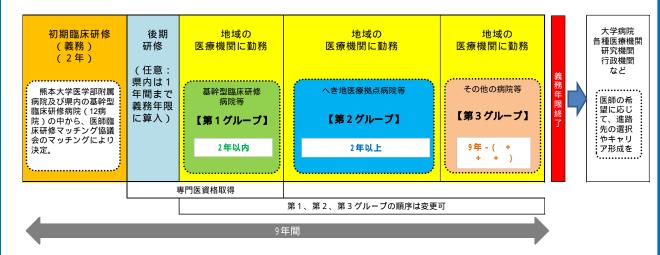
#### 【第2グループ】

圏域	病院名
阿蘇	阿蘇医療センター 小国公立病院
上益城	そよう病院
球磨	公立多良木病院
天草	上天草総合病院 河浦病院 新和病院 栖本病院

【弟3クルーノ】							
圏域	病院名						
熊本	こころの医療センター						
宇城	熊本南病院 ②こども総合療育センター ②宇城市民病院 ③済生会みすみ病院						
有明	<ul><li>④玉名地域保健医療センター</li><li>⑤和水町立病院</li></ul>						
菊池	⑩菊池郡市医師会立病院 ⑪菊池病院						
阿蘇	②産山村診療所						
八代	<ul><li>②八代市医師会立病院</li><li>②八代北部地域医療センター</li><li>③椎原診療所</li></ul>						
天草	<ul><li>③牛深市民病院</li><li>③苓北医師会病院</li><li>③湯島へき地診療所</li><li>③御所浦診療所</li></ul>						

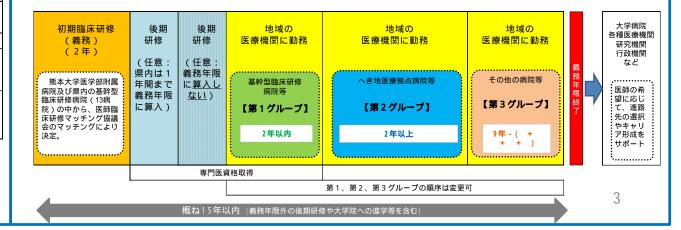
## キャリアパス例

#### (最短の9年間で返還免除となる場合)



#### (義務年限外の後期研修を受ける場合)

条例に規定する後期研修は、専門研修プログラムによる専門医資格取得のために1年を超えて研修できるが、義務年限に算入できるのは県内 医療機関での1年間まで。



# キャリア形成プログラム新規作成の必要性及び現在の対応

## 新規作成の必要性

- ・ 貸与学生・医師が条例等で定める義務年限や勤務先の理解を深める必要があり、また、 義務年限内の勤務に不安を持っていることから、義務年限内の勤務の内容や、具体的な年次 ごとの勤務先をまとめたガイドブックが必要。
- ・ 貸与医師が地域勤務を円滑に行えるよう、予め基本領域ごとの義務履行の可否を確認することが必要。



### 対応

- 今後の入学者を対象に、キャリア形成プログラムを作成する。
- ・ プログラム作成に先立ち、コース設定が可能な診療科(基本領域)を確認するため、専門研修基幹施設に対して、専門研修プログラムを従事した場合の義務履行の可否確認及びコース作成依頼を実施。(資料4-2)

今後は専門研修基幹施設からの回答を基にキャリア形成プログラムを作成し、次回の地域 医療対策協議会(12月開催予定)にて協議予定

# 【参考】キャリア形成プログラムに掲載するコースのイメージ

## (1)最短(9年間)で地域勤務義務を償還する場合

領域

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
研修·勤務内容	臨床研修		専門研修	専門研修	専門研修	地域勤務	地域勤務	地域勤務	地域勤務	義務明け
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	第1G	第1G	第2G	第2G	第3G	第3G	
勤務(研修)先医療機関名			熊本大学 病院	・熊本総合 病院 ・熊本労災 病院 ・水俣市立 総合医療 センター	医療セン	·上天草総 合病院 ·小国公立 病院	・阿蘇医療 センター ・公立多ー ・公市院 ・そよう病 院	・菊 (	・菊師 一葉師 ・ 第 ・ 第 ・ 第 ・ 3 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7	
義務償還期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-

複数の医療機関 から選択可能

# (2)義務償還期間が9年超となる場合

専門研修プログラム上、熊本市内の医療機関で 1年超の勤務が必要

領域

卒後(年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修·勤務内容	臨床研修		専門研修	専門研修	専門研修	専門研修	地域勤務	地域勤務	地域勤務	地域勤務	義務明け
勤務先の種別	基幹型臨床研修病院		後期研修 (義務内)	後期研修 (義務外)	第2G	第1G	第1G	第2G	第2G	第3G	
勤務(研修)先医療機関名	県内の基 研修		熊本大学病院	・熊本ター・熊本なー・熊病病に会議を発力を受ける。	・上天草総 合病院	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	病院 ·熊本労災 病院 ·水俣市立	センター · 公立多良	・阿蘇医療 センター ・公立多 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
義務償還期間(年)	1	2	3	-	4	5	6	7	8	9	-